

新潟市告示第 226 号

新潟市東区体育施設等使用料徴収事務の委託について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、東区体育施設等使用料の徴収事務について、次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により、下記のとおり告示する。

令和 6 年 4 月 1 日

新潟市長 中原 八一

記

1 徴収事務を行う体育施設等の名称及び位置、徴収事務受託者

徴収事務を行う体育施設等の名称及び位置		徴収事務受託者
名 称	位 置	
新潟市東総合スポーツセンター	新潟市東区はなみずき 3 丁目 4 番 1 号	新潟市中央区 白山浦 1 丁目 613 番地 69 公益財団法人新潟市開発公社 代表理事 理事長 若杉 俊則
新潟市中地区運動広場	新潟市東区下山 1 丁目 93 番地 1	
新潟市下山スポーツセンター	新潟市東区下山 1 丁目 121 番地	
山の下海浜公園プール	新潟市東区船江町 1 丁目 52 番 1 号	
津島屋公園運動広場	新潟市東区津島屋 6 丁目 5 番地 1	
新潟市庭球場	新潟市東区江口 114 番地 1	

2 徴収事務を行わせる歳入
体育施設等使用料

3 指定公金事務取扱者として指定した日
令和 6 年（2024 年）4 月 1 日

4 徴収事務を委託した日
令和 6 年（2024 年）4 月 1 日

5 徴収事務を行わせる期間
令和 6 年（2024 年）4 月 1 日から令和 11 年（2029 年）3 月 31 日まで